

医療法人左右会　そお地区障がい者等基幹相談支援センター
指定特定相談支援　指定障害児相談支援　利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と医療法人左右会　そお地区障がい者等基幹相談支援センター（以下「事業者」という。）は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）または児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下、当該法という。）に基づき、利用者に対し提供する相談支援について次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条　本契約は、当該法の理念に則り、利用者がその有する能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な指定相談支援サービスを適切に提供する事を定めます。

（契約期間）

第2条　本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の有効期間満了日（契約日から1年間）までとします。ただし契約期間満了の30日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（サービス内容）

第3条　利用者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

2　障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画または障害児支援利用計画（以下、利用計画という。）の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、利用計画の作成を行います。

3　支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、利用計画の適正について見直し（モニタリング）を行います。また、見直しの結果に基づき、利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨等を行います。

（利用者負担額）

第4条　事業者の提供する指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領（法定代理受領）するため、利用者の自己負担はありません。

（事業者の基本的義務）

第5条　利用者がその有する能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定相談支援サービスを適切に行います。

2　事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、指定相談支援サービスを提供します。

（事業者の具体的義務）

第6条　（安全配慮義務）事業者は指定相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2（説明義務）事業者は本契約に基づく内容について利用者等の質問等に対して適切に説明します。

3（守秘義務）事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

4（記録保存整備義務）事業者は、指定相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。

（事故と損害賠償）

第7条 事業者は、指定相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況や処理について記録します。

2 事業者は、指定相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

（契約の終了）

第8条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。また、事業者若しくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

- ① 事業者若しくはサービス提供職員が、正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
 - ② 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合
 - ③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
 - ④ その他、事業者がやむを得ない事由により、サービスの提供ができなくなった場合
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し、利用者が以下の事由に該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
- ① 利用者が故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つける、または暴言、暴力、誹謗中傷等の行為、さらにはセクハラ等のハラスメント行為によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - ② 利用者が死亡、あるいは長期間に渡り所在が不明となった場合
 - ③ 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合
 - ④ 利用者またはその保護者等が反社会的勢力等への関与、もしくはその関係性が疑わしい場合

（苦情解決）

第9条 利用者及び家族は、本契約に基づく指定相談支援サービスに関して、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、改善の必要性及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

（協議事項）

第10条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は当該法、またはその他諸法令の定めるところに従い、利用者等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

医療法人左右会　そお地区障がい者等基幹相談支援センター
重要事項説明書

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業のサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

名 称	医療法人 左 右 会		
所 在 地	鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目11番12号		
電 話 番 号	099-472-1521		
代表者氏名	理事長 橋口 渡	設 立 年 月	昭和32年3月

2. 事業所の概要

事業所の名称 (事業所番号/指定年月日)	そお地区障がい者等基幹相談支援センター 指定特定相談支援事業 4634100186(平成24年4月1日指定) 指定障害児相談支援事業 4670000795(平成24年4月1日指定)
事業所の所在地	鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地 志布志市役所内
事業所の種類	指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業
連絡先	電 話：099-474-1111（志布志市役所） 099-401-0028（直通） FAX：099-401-4600
管理者	井畑 清則
事業の目的及び 運営方針	1. 利用者又は障害児、障害児の保護者（以下「利用者等」）の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ちながら、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 2. 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 3. 市町村及び多様な障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らの提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 4. 関係法令等を遵守します。

3. 職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤
管理者	1 名	
相談支援専門員	1 名以上	
相談支援員		必要数
事務員		必要数

4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援及び障害児相談支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談支援】障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者等が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

5. 事業所の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日、12/29～1/3除く）
営 業 時 間	8：30 ～ 17：30
※上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとります。	

6. 通常の事業の実施地域

サービスの実施地域	志布志市、曾於市、大崎町の全域
-----------	-----------------

7. 主たる対象者

主たる対象者とする障害の種類は定めないものとします。 ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等対象者
--

8. 指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

《情報提供》利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

《アセスメント》利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

《サービス等利用計画案の作成》把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

《サービス担当者会議の開催》支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

《サービス等利用計画の作成》担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

9. 利用料金

相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。(別紙参照)
---------	---------------------------------------

10. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名		主治医	
所在地			
電話番号	()		

【緊急連絡先①】

氏名		続柄	
住所			
電話番号	()		

【緊急連絡先②】

氏名		続柄	
住所			
電話番号	()		

11. 苦情を受け付けるための窓口

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

当事業所の 苦情窓口	・窓口担当者：相談支援専門員 岩満直也 ・苦情解決責任者：管理者 井畑 清則 ・受付日：月曜日～金曜日 但し国民の祝日、12/30～1/3を除きます ・ご利用時間：8：30～17：30 電話：099-401-0028 FAX：099-401-4600 担当者が不在の場合は、事業所窓口においても対応します。 ※苦情受付ボックスを事業所に設置しています。
---------------	---

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

曾於市福祉事務所	曾於市末吉町二之方1980番地 (電話) 0986-76-1111 (FAX) 0986-76-1122
志布志市福祉事務所	志布志市有明町野井倉1756番地 (電話) 099-474-1111 (FAX) 099-474-2281
大崎町保健福祉課	曾於郡大崎町仮宿1029番地 (電話) 099-476-1111 (FAX) 099-476-3979
福祉サービス運営 適正化委員会	鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内 (電話) 099-257-3855 (FAX) 099-251-6779

12. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

虐待防止責任者：管理者 井畑 清則

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

13. サービス提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合、その他利用者等からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

- ①サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- ②アセスメントの記録
- ③サービス担当者会議等の記録
- ④モニタリングの結果の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

1 4. その他

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保守します。
- (2) 従業者でなくなった後においても、これらを保守する旨を雇用契約の内容に含むものとします。

指定計画相談支援又は障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

【事業所】

所在地 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1 7 5 6 番地
事業所 医療法人 左 右 会
 その地区障がい者等基幹相談支援センター
管理者 井畑 清則
説明者 相談支援専門員 _____ 印

同 意 書

- ☐ わたしは、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け同意します。
- ☐ わたし自身及び家族等の個人情報について、サービス担当者会議又は関係機関との連携、緊急時・災害時における医療機関・行政などへの情報提供など、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

令和 年 月 日

利 用 者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

ご家族等

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(続柄) _____